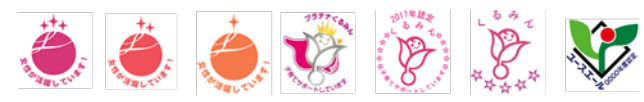


女性活躍推進法に基づく 公共調達に関する取組状況

令和元年 6 月 18 日

内閣府男女共同参画局

○ えるぼし認定等取得企業（ワーク・ライフ・バランス等推進企業）について、女性活躍推進法に基づき、国及び独立行政法人等は、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式及び企画競争）において、加点点評価。



○ 法施行（H28.4.1）後、取組が格段に進捗し、国・独立行政法人等を合わせて約 1 兆3,400億円（加点点評価の取組実施調達の規模）まで拡大。

- 国の機関は、
 - ・ 物品役務等の調達について、全26機関のうち20機関が、平成29年度末までに全面導入済み。
 - ・ 公共工事等の調達については、全26機関のうち18機関が、平成29年度末までに全面導入済み。

各機関ごとの取組実績は、
3頁

【国の機関における取組の実施実績】

		平成26年度		平成29年度			うち物品役務等		うち公共工事等	
		金額	件数	金額	件数		金額	件数	金額	件数
国	金額	10億円		約9,400億円	(25%)		金額	約5,500億円(71%)	約4,000億円(13%)	
	件数	36件		約8,800件	(25%)		件数	約8,600件 (78%)	約 200件 (1%)	
独立行政法人等	金額	—		約3,900億円	(34%)		(注) () 内の数字は、取組対象調達に占める実施済調達の割合。 四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。			
	件数	—		約4,800件	(48%)					
計	金額	10億円		約 1 兆3,400億円						
	件数	36件		約 1 万3,600件						

平成29年度 国の各機関における取組実績

：平成29年度末までに加点評価の取組を全面導入済
単位：百万円、件

(1)平成29年度に、取組対象となる公共工事等の調達がない機関	物品役務等			備考		
	取組対象調達の規模A	うち取組実施済調達の規模B	B/A			
内閣官房	金額	2,333	2,333	100%		
	件数	64	64	100%		
人事院	金額	2,336	2,336	100%		
	件数	17	17	100%		
公正取引委員会	金額	39	39	100%		
	件数	2	2	100%		
警察庁	金額	33,800	30,255	90%		平成29年度から全面導入したが、導入前に調達した長期継続契約案件(取組対象調達金額のうち6%程度)等は未実施
	件数	53	36	68%		
個人情報保護委員会	金額	1,755	1,018	58%		平成29年度から全面導入したが、導入前に調達した長期継続契約案件(取組対象調達金額のうち42%程度)は未実施
	件数	14	11	79%		
金融庁	金額	1,358	1,264	93%		平成29年度から全面導入したが、導入前に調達した長期継続契約案件(取組対象調達金額のうち7%程度)は未実施
	件数	37	32	86%		
消費者庁	金額	146	146	100%		
	件数	13	13	100%		
復興庁	金額	2,338	1,787	76%	平成29年度途中から全面導入	
	件数	63	41	65%		
総務省	金額	74,967	73,020	97%	平成29年度から全面導入(取組対象調達金額のうち3%程度は地方公共団体等との契約)	
	件数	794	725	91%		
経済産業省	金額	159,366	43,945	28%	平成29年度から全面導入したが、導入前に調達した長期継続契約案件(取組対象調達金額のうち64%程度)等は未実施	
	件数	1,238	1,091	88%		
会計検査院	金額	1,924	1,907	99%	平成29年度から全面導入したが、個人の参加が見込まれた調達(取組対象調達金額のうち1%程度)は未実施	
	件数	6	5	83%		

(2)上記以外	物品役務等			公共工事等			備考				
	取組対象調達の規模C	うち取組実施済調達の規模D	D/C	取組対象調達の規模E	うち取組実施済調達の規模F	F/E	取組対象調達の全体規模C+E	うち取組実施済調達の規模D+F	D+F/C+E		
衆議院	金額	2,380	1,029	43%	866	0	0%	3,246	1,029	32%	物品役務：平成30年度から全面導入 公共工事：平成30年度途中から全面導入
	件数	21	14	67%	14	0	0%	35	14	40%	
参議院	金額	208	208	100%	650	0	0%	858	208	24%	公共工事：令和元年度から全面導入予定
	件数	12	12	100%	11	0	0%	23	12	52%	
最高裁判所	金額	1,430	477	33%	11,585	0	0%	13,015	477	4%	物品役務：平成30年度から全面導入 公共工事：スケジュールに沿って順次導入中
	件数	25	13	52%	128	0	0%	153	13	8%	
内閣府本府	金額	20,538	17,361	85%	50,423	20	0%	70,962	17,380	24%	物品役務：平成30年度から全面導入 公共工事：関係省庁から支出委任を受けた事業が大部分であり、委任元省庁のスケジュールに沿って順次導入中
	件数	339	260	77%	398	6	2%	737	266	36%	
宮内庁	金額	86	86	100%	9	9	100%	95	95	100%	
	件数	1	1	100%	1	1	100%	2	2	100%	
法務省	金額	34,824	32,846	94%	33,544	0	0%	68,367	32,846	48%	スケジュールに沿って順次導入中
	件数	69	41	59%	18	0	0%	87	41	47%	
外務省	金額	6,903	6,903	100%	1,980	0	0%	8,883	6,903	78%	平成29年度途中から全面導入
	件数	161	161	100%	1	0	0%	162	161	99%	
財務省	金額	42,449	6,599	16%	207	207	100%	42,655	6,806	16%	平成29年度途中から全面導入
	件数	191	56	29%	2	2	100%	193	58	30%	
文部科学省	金額	51,384	31,939	62%	4,907	91	2%	56,291	32,030	57%	平成29年度から全面導入したが、導入前に調達した長期継続契約案件(取組対象調達金額のうち39%程度)等は未実施
	件数	2,564	1,477	58%	6	3	50%	2,570	1,480	58%	
厚生労働省	金額	99,881	95,590	96%	2,020	1,863	92%	101,901	97,453	96%	平成29年度から全面導入(取組対象調達金額のうち4%程度は地方公共団体等との契約)
	件数	1,001	956	96%	17	14	82%	1,018	970	95%	
農林水産省	金額	62,291	41,401	66%	150,597	5,371	4%	212,888	46,772	22%	物品役務：平成30年度から全面導入 公共工事：スケジュールに沿って順次導入中
	件数	1,545	1,007	65%	2,807	8	0%	4,352	1,015	23%	
国土交通省	金額	68,235	62,784	92%	2,272,927	120,731	5%	2,341,162	183,514	8%	物品役務：平成29年度途中から全面導入 公共工事：スケジュールに沿って順次導入中
	件数	1,851	1,798	97%	19,745	47	0%	21,596	1,845	9%	
環境省 (原子力規制庁を含む)	金額	85,344	85,267	100%	265,835	264,919	100%	351,178	350,187	99%	平成29年度から全面導入したが、導入前に調達した長期継続契約案件(取組対象調達金額のうち1%程度)は未実施
	件数	712	710	100%	124	121	98%	851	831	98%	
防衛省	金額	17,905	8,134	45%	186,634	2,523	1%	204,539	10,657	5%	スケジュールに沿って順次導入中
	件数	252	100	40%	635	2	0%	887	102	11%	

(3)国の機関全体	金額	774,219	548,673	71%	2,982,183	395,735	13%	3,756,402	944,408	25%
(1)+(2)	件数	11,045	8,643	78%	23,907	204	1%	34,952	8,847	25%

※ 取組対象調達：競争契約のうち総合評価落札方式による調達及び随意契約のうち企画競争方式による調達(環境配慮契約法に基づく自動車の購入・賃貸借を除く。)
 ※ 「公共工事等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等をいう。
 ※ 「物品役務等」とは、取組対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。
 ※ (1)に挙げた11機関は、公共工事等の調達も含めて、平成29年度末までに全面導入済
 ※ 内閣法制局は、平成29年度から全面導入しているが、平成29年度の取組対象調達案件なし

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（抄）

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 略

○ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部）（抜粋）

第2 公共調達 1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価 （1）取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

○ 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領

（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）（抜粋）

第1 公共調達 1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価 （1）取組の対象範囲

取組指針第2の1の（1）に定める「価格以外の要素を評価する調達」は、総合評価落札方式又は企画競争（以下「総合評価落札方式等」という。）による調達とし、これらを対象として取組を行うものとする（ただし、（・・・CO₂排出削減に配慮した自動車調達契約など）個別の調達において、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じるものを除く。）。

※総合評価落札方式

一般競争入札のうち、価格以外の要素と価格とを総合的に評価し、国にとって最も有利な入札をした者を落札者とする方式

※企画競争方式

随意契約のうち、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方式